

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和3年9月3日（金）午後1時30分から午後4時35分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）片瀬直人，植田良壽，中川直子，樋上謙士，真柳宏二，安田恵子，
山倉明弘，山崎靖子，福田あずみ（兼務），岩崎邦生，田中健治
（兼務）

（家裁委員）根田克彦，三岡祥之，西川恵造，松本航介，田中妙子，中 幸司，
飯田 誠，福田あずみ（兼務），永谷幸恵，田中健治（兼務）

（事務局等）地裁 福島民事首席書記官，西村刑事首席書記官，荒木地裁事務局
長，黒澤地裁総務課長，鶴川庶務係員
家裁 柏原首席家庭裁判所調査官，辻家裁首席書記官，福富家裁事
務局長，安藤庶務係長

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

- (1) 所長挨拶
- (2) 新委員紹介・挨拶
- (3) 委員長選出

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会において，田中健治委員が委員長に選
任された。

- (4) 委員長挨拶
- (5) 委員長代理指名

地方裁判所委員会において岩崎邦生委員が，家庭裁判所委員会において永谷幸
恵委員がそれぞれ委員長代理に指名された。

- (6) 前回テーマの事後報告
- (7) 意見交換

テーマ「新型コロナウイルス感染症への対応について」

（裁判所から基本説明をした上で，意見交換を行った。）

- 意見交換に入りたい。裁判所からの説明や庁内の見学を踏まえての質問や意見を伺いたい。
- 今回見学した部屋は，弁論準備手続室を含めて使用後はすべて消毒を行っているか。
- 消毒している。
- 消毒液は何を使用しているのか。
- アルコール性消毒液を使用している。
- 事件が終わるごとに消毒を行っているのか。
- そうである。

- 刑事部はどうか。
 - 裁判員裁判については、法壇、裁判員が使用する机や椅子などの消毒を行っている。また、評議室についても消毒を行っている。ただし、それ以外の通常の事件については、期日が連続して指定されていることが多く、閉廷と次の事件の開廷までに時間的な余裕がないことから、期日が終了する都度の消毒までは行っていない。
- 家庭裁判所はどうか。
 - 調停室は、基本的に毎日消毒を行っている。
 - 101号法廷にはモニターがあったが、その下にキーボードはあるのか。不特定の職員が使用するキーボードがある場合、使用するごとにキーボードの消毒を行っているのか。
 - 法壇の上にモニターはあるが、キーボードはない。法廷内の機器を触るのは立会いをする書記官であるが、書記官が法廷に持ち込むパソコンは自分のみが使用するものであり、他の書記官とは共有していない。
 - セキュリティのかかったエリアには開錠機器に暗証番号を入力して入るとのことだったが、その機器はこまめに消毒をしているのか。
 - 主に刑事部の職員が使用しているが、使用の都度の消毒までは行っていない。ただし、職員は登庁後に手指を消毒した上で執務に当たっており、そのような限度での感染防止策は行っている。
 - 不特定多数の人物が触れる部分の対策には留意されたい。
- 複数の職員が使用する電話やドアなどについて、どれくらいの頻度で消毒を行うべきか。
 - 明確な指標はなく、触る人数、頻度やどのような職員が触るのかななどによると思われる。一般的には、職員だけが使用する部分であれば、午前と午後に1回ずつぐらいが標準ではないか。
- 来庁者も触る場所は、もう少し消毒の頻度を増やすべきか。
 - この庁には体温を測定する機器が設置されていないため、体調を確認せずに建物に入ってくる来庁者もいると思う。また、来庁者は庁舎内のいろいろな所に触れると思われるので、そのような箇所から感染が広がっていく可能性は危惧される。
 - 体温計を設置する予定はないのか。
 - 現在のところ、庁内に体温計を設置する予定はないが、事件当事者には来庁時に体調を確認する対応を行っている。
 - なお、非接触型の体温計は整備しており、必要に応じて同体温計を使用して検温を行うこともある。
- テレビなどで人流を減らすことの重要性が報道されているが、裁判所では人流を減らすためにどのような取組を行っているか。職員のリモートワークなどについて伺いたい。
 - 統計を取っているわけではないが、当庁においては、令和2年の春の時期には職員の3割から4割ほどが在宅勤務を行った。
- 受付、保全、少年などの事件は継続して行ったとの説明であったが、これら以外の一旦取りやめた事務については、業務量をどれくらい削減したのか。

- 昨年春の第一波の時はかなり制限し、期日の取消しなども行ったとの説明であり、現在は全ての事務を行っている。
- 先ほど体温計の話が出たが、裁判所には、自分の体温が何度なのか意識しない状態で来る人もいるはずなので、体温計を設置する必要があると思う。職員が口頭で確認するとのことであったが、「体温が高い気がするが、外が暑いせいだろう。」と思いつく危険性もあるところ、体温計があれば客観的な判断ができるようになると思う。あと、先ほどの見学时に、1階のアルコール消毒液を置いている台の下に敷いているマットの周辺がアルコールで濡れた状態になっていたのが気になったので、マットをもう少し大きくしてはどうか。

また、様々な対策を講じていても感染が発生することは考えられるところ、その際にはどういった態勢で各部署の職員や来庁者などに連絡することになっているのかを教えてください。
- まず、職員の場合は、日々の体調に気を付けることはもちろんであるが、例えばPCR検査を受検する際や体調不良を感じて休暇を取得する際などには全て当該職員の上司に情報が入っている。その後、PCR検査の結果が出るまでや体調が回復するまでは自宅で待機してもらうことになる。検査の結果が陽性と判明した場合には、発症から二日前又は受検から二日前まで遡って仕事内容や行動範囲、他者との接触状況などをヒアリングして、弁護士会や検察庁などの関係機関や事件関係者に情報提供をすることで、感染の更なる広がりが生じないようにしている。
- コロナの影響によって、裁判所の事件数はどのように増減しているのか。感染対策を講じることによって受付などの所要時間が増えたり、窓のない調停室を使用しないことによって調停事件の処理件数が減るなどの影響はあるのか。
- 民事部においてはどうか。
- コロナの影響による事件数の増減に関する詳しい調査結果はないが、現在のところ急激な変化はないと感じている。また、未済事件も増加していない。
- 受付窓口における所要時間がコロナ禍以前よりも長くなったということはないのか。
- そのような傾向はない。
- 家庭裁判所においてはどうか。
- 受付の関係では特段の影響はない。また、事件数の関係であるが、昨年4月にコロナの感染拡大が始まったころには、調停事件の次回期日が2か月先でないと入らないという状況に陥るなどしたために、未済事件が少し増加した。しかし、昨年10月以降は一日当たりの調停事件の期日を2枠から3枠に増やしていることもあって、現在は未済件数は減少傾向にある。
- 裁判官や原告、被告といった当事者本人がコロナを発症して、期日などに出席できない場合には、どのような対策が取られるのか。また、今後、奈良県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発せられた場合に、これまでと違う取組を行う考えがあるのか。
- 裁判官、裁判所職員、事件当事者が陽性になった場合、裁判の期日はどうなるの

かについて、まず民事部から回答されたい。

- 期日の進行状況によって対応は異なる。証拠調べを行う段階など、審理が進んでいれば期日を変更することになる。一方、初回期日を終えたばかりの段階であれば、別の裁判官が担当することも可能である。事件当事者が陽性になった場合は、基本的には期日を変更することになると思われるが、進行状況に応じてケースバイケースの対応となる。
- 事件当事者には、くれぐれも無理をして来庁することがないように配慮している。期日前に事前連絡をもらうことで、期日を変更する場合もあるし、手続によっては電話による実施に切り替えることもあり得る。刑事関係ではどうか。
- 刑事事件の場合は、コロナ陽性者や体調不良者は期日に出頭しない扱いである。被告人が出頭しない場合は裁判ができないため、期日は当然に変更することになる。また、検察官や弁護人が陽性になった場合にも、基本的には代替性がない場合がほとんどであるため、期日を変更することになる。ただ、これらは法廷で行う公判手続の場合であり、法廷で行う手続以外、例えば電話会議による打合せなどについては、被告人の体調を確認した上で行う場合がある。裁判官や書記官などの裁判所職員に感染者、濃厚接触者が出た場合は、当事者が十分準備をしている期日を裁判所の都合で変更していいのかといった観点から、可能な限り代替の裁判官や書記官を手配して期日を維持することを検討する必要があると考えている。なお、当庁は小規模な裁判所であるため、常に代替職員が確保できるのか難しい面もあるものの、裁判所の都合で安易に期日を変更することのないように努めているところである。
- 家庭裁判所について付言すると、調停手続は、弁護士に依頼せずに当事者本人が期日に出席する割合が多い。その場合でも、当事者本人がコロナに罹患したからといって全く手続を進めないのではなく、当事者双方の意向を確認した上で、出席できる当事者から話を聞くことができる状況であれば、期日を実施することもある。コロナ禍においても事件手続を進めるための工夫は、裁判所においても考えているところである。
- 奈良県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発せられた場合に、現在の対策方針に変更があるのか否かについてはどうか。
- 昨年4月のいわゆる第一波の際には、裁判期日を取り消したり、在宅勤務を推進したりといった対応を行ったが、裁判所の事務が止まると社会的に大きな影響が生じるとの反応もあったところである。その経験を踏まえて、裁判所においては専門家の知見に基づいた対策要領を定めるなどしており、もちろん今後奈良県で発令される緊急事態宣言などの内容にもよるが、基本的には、これまでの経験を踏まえて求められる対策を徹底した上で、裁判所が担っている役割と国の機関として感染拡大防止に努める立場との両立を図りながら、可能な限り現在行っている業務を維持していく考えである。
- 現に緊急事態宣言などが発令されている地域においても、感染防止対策を徹底しながら執務を行っていくというのが基本的な考えになっている。
- 奈良県においては、昨年の春以降は緊急事態宣言などが発令されていないとこ

る、裁判員裁判についても原則実施の方針である。感染防止対策についても個別に講じている点があり、例えば、体温計については裁判員裁判の関係では常備している。登庁前に体温を測定していない裁判員がいた場合は控室で測定してもらうなど、裁判員裁判ならではの対策も講じているところである。その他にも感染症対策に遺漏がないかを常に確認しながら、今後も手続を進めていく方針である。なお、裁判員候補者において、感染症に対する不安などから裁判員を辞退したいとの要望があれば、真摯に受け止めて柔軟に辞退を承認していく方針である。また、検察官、弁護士、証人、被告人などの全ての事件関係者にマスク着用、手洗いの徹底などの感染防止対策に努めることの注意喚起を行うことも重要だと考えている。

□ 次に、各委員の職場などでの工夫例や有益な対策を紹介いただきたい。

○ 私の職場は医療機関であるが、マスクではなくフェイスシールドやマウスシールドをしている人と一緒に部屋に入らないようにしている。やむを得ずマスクができない人にフェイスシールドなどをつけてもらうこともあるが、その際には別室に入ってもらった上で、プッシュプル式というウイルスを通しにくい部屋に風を送りながら診察している。さらにN95という非常に特殊なマスクをすることも徹底している。仮に、私が裁判員になった場合、他の裁判員にマスクができない人がいるのであれば一緒に仕事をすることはできないと感じた。私の職場においては、マスクができない人に対して、このようなレベルでの対策を徹底している。

先ほどの事務方からの回答の中で、職員が体調不良などで医療機関を受診した場合にPCR検査を受けてもらうとの話が出たが、抗原検査などの他の検査は認めていないのか。

● PCR検査は代表的な検査として例に挙げたものである。医療機関や保健所の指示で抗原検査を受検する場合もあるほか、これら以外の検査を受検した例もある。裁判所として、PCR検査しか認めていないものではない。

○ 裁判所の取組として、来庁者に不織布マスクを求めているとの説明もあったが、職員に対しても同様に求めているのか。

● 来庁者に対しても職員に対しても、不織布マスクの使用を強制していることはない。現在、不織布マスクの効果が高いとされていることから、できる限り着用を推奨しているものである。

○ フェイスシールドやマウスシールド装着者は、自分自身が感染するリスクが高いだけでなく、他者に感染させるリスクも高いと考えるべきであるため、そのような人と対応する際にはかなり注意すべきであると思う。

○ 先ほどの見学時に、一つの部屋で多くの職員と一緒に働いている様子を見たが、感染者が一人発生した場合に部屋にいた職員が濃厚接触者となってしまう、そこにいた職員が自宅待機を命ぜられ、業務が一斉に停止してしまう可能性があると感じた。

私どもでは、例えばAライン、Bラインというようにラインを二つに分けて、それぞれが別室で活動することで、仮に片方のラインでコロナ感染者が発生しても、もう片方のラインがカバーできるという形態をとりながら業務を進めている。感染予防対策を徹底していることで、幸い感染者は発生していないが、コロナ感

染者が発生する前に発生した後の対応を考えて取り組んでおく必要があると思う。

先ほど、昨年4月の緊急事態宣言時には、在宅勤務、リモートワークを行ったとの説明があった。裁判所では個人情報扱う機会が多いと思うが、リモートワークを推進する場合に、セキュリティの問題が一番ネックになってくると思う。例えば自宅のパソコンを職場と繋いで在宅で仕事をする場合の環境整備などで工夫されていることはあるか。私どもも、職員が自宅にデータを持ち帰って仕事をした際に、個人情報が流出してしまう可能性があることを危惧している。その危険性に備えて環境整備をしようとする、経費の面だけではなく様々な問題点が考えられるために、リモートワークを推進することが難しい状況であり、結局は、職場での感染予防対策を徹底しながら、発生に備えて考えられる取組を講じているのが現状である。リモートワークにおける裁判所の情報セキュリティ対策を聞きたい。また、裁判所の職員には奈良県以外の他府県から通勤している人も多いと思うが、不要不急の県外への移動などの行動について、どのように職員に周知しているのか。

- まず、一点目であるが、裁判所も情報セキュリティに非常に気を配っているところであり、事件記録やデータなどを持ち出して、自宅のパソコンで扱うことには厳格なルールが定められている。もちろん、必要な手続を経れば一定の仕事はできるものの、取り扱っている情報の重大性などから民間企業に比べると在宅でできる仕事の範囲は広くはないと思われる。私のこれまでの経験では、紙の資料などを持ち帰っての検討や自己研さんのもの、例えば研修の資料などを持ち帰って自己啓発に努めるといった割合が大きいと思う。

二点目の、職員の日々の行動についてであるが、もちろん公務員としての立場を自覚し、多人数での飲酒・会食などは厳に控えるよう周知しているところである。なお、奈良県外の職員が当庁に出勤することについての制限は行っていない。

- 職場内での感染予防対策として、執務室を半分に分けるなどの取組は検討されたのか。
- 各職場の職務内容や物理的なスペースの問題もあり、当庁として取り組める限界はあるが、他庁での取組として、同じ仕事をしている職員の執務スペースを別にした例があると聞いている。当庁の総務課においては、執務室を別にするには行っていないものの、例えば郵便の受付事務といった非常時であっても止められない事務については、担当職員が登庁できない場合に他の部署の職員が処理できるように、いわゆるBCPの一環として、事務処理マニュアルを備え付ける手当てを行っている。
- 先ほど見学した1階の執務室は、オープンスペースになっていて風通しはよいものの、感染者が出た場合には広範囲に影響を及ぼすことになるとの印象を持った。例えば複数設置されていた申請窓口を集中、独立させて、外部との接点を1か所に限定することも、外部からウイルスを持ち込ませないための一つの方策ではないかと思う。また、来庁者に周知を行って、不必要なエリアに立ち入らせないような取組も感染予防対策として有効ではないかと思う。
- 庁舎内を見学したが、十分に対策を講じているという印象である。あえて加え

るとすれば、サーキュレーターで空気を循環させていたが、その効果の一つの指標となるCO₂センサーを置いてはどうか。何ppm以上になれば換気するといった客観的な基準があれば、在室者がより安心できると思う。また、エレベーターについては、乗車時の注意喚起、具体的には定員数を表示してはどうか。例えば、エレベーター内に足形のマークを設置することで、乗車する人に明確に理解してもらえらると思う。

- 庁舎内の階段の手すりやドアノブ、エレベーターのボタンなど、職員や来庁者がともに触れる場所の消毒はどのように行っているのか。
- 各部署において、それぞれ行っているのが現状である。
- 私どもの会社では、社内で担当を決めて、午前と午後に1回ずつ、ドアノブや共用スペースを消毒している。また、来客があった場合には、使用したテーブルなどの消毒を行っている。庁舎内の複数の場所にアルコール消毒液が置かれていたが、トイレの前にも置いているか。
- 全てのトイレの前には置いていない。
- トイレは、ウイルス汚染のリスクが高い場所だと思う。設置を追加できるのであれば、トイレの出入口にも消毒液を置くのが有効だと思う。
- 大学では学生の行動を把握するために、講義でどこに座っていたのかなどを提出させる試みを行っている。裁判所では、法廷の傍聴席のどこに誰が座っていたのかや、傍聴人の連絡先や体調などを把握しているのか。また、法廷には傍聴人を必ず入れなくては行けないのか。
- 傍聴人の体調把握について、刑事部ではどうか。
- 裁判の公開の必要性から、誰でも傍聴ができることになっているため、傍聴人に対して特段の措置は講じていない。
- 民事部においては、傍聴人の体調を確認しているか。
- 注意喚起はしているが、実際に確認はしていない。
- 裁判期日が立て込んでいる場合には、傍聴席の消毒などを行っていないとのことであった。電車内や公共施設などでは、抗菌加工・抗ウイルス加工を施した設備も増えてきており、裁判所においても、傍聴席や受付カウンター、エレベーターなどに取り入れることで、日々の消毒作業の軽減が図れる可能性があるので検討してはどうか。
- この庁舎で行われている様々な取組は、裁判所全体のガイドラインに沿って行われているのか。ガイドラインによって大きな枠組みは決められているものの、その中である程度の工夫は各裁判所の裁量で行えるということなのか。
- 基本的には、最高裁判所が専門家の知見を踏まえて作成した対策要領に基づいて取り組んでいるが、感染状況は全国各地で異なっているので、それぞれの庁において、それぞれの地域に応じた対策を講じている。
- それぞれの裁判所で行っている取組に要する費用は、国の予算で賄っているのか。
- そうである。
- 裁判所外に足を運んで、色々な施設における感染対策を見ることを考えてはどう

か。例えば、ホテルなどではかなりきめ細やかな対策を講じていると思う。エレベーターの中に立ち位置を示す足型を置いている所も多い。入口に設置する立て掛け式の体温計は何十万円も必要だろうが、額などで測る体温計であれば1万円程度で購入できる。国の施設では予算の制約があるのはよく分かるが、多額の経費を必要としない取組もあるので、そのようなものは実行するべきであると思う。見学した法廷では、裁判官席と被告人が座る証言席との位置が向かい合っていたが、証言席の前にはシールドが設置されていなかった。

- 見学してもらったのは大きな法廷であり、双方ともマスクを着用していることを前提として、あの程度の距離があれば大丈夫だと考えている。何らかの事情があって被告人がマスクを着けない場合には、証言席を定位置から移動させる対策を考えている。その場合には、必要に応じてパーティションを用意することも可能である。
- 被告人と書記官との距離はどうか。
- 2メートル以上は離れているので、双方がマスクを着用していれば問題がないと考えている。今後、現在の考え方が変わればパーティションを立てることなども検討する可能性はある。
- 見学した2階のラウンドテーブル法廷にパーティションが設置されていなかったのはなぜか。
- ラウンドテーブルが大きいので関係者同士の距離が確保できることや全員がマスクを着用するのが通常であることなどからパーティションを常設していないが、状況に応じて持ち込むこともある。また、ラウンド法廷に入室する人数の調整も行っているところである。
- 民間レベルの考え方では、シールドを設置するのが普通であると思う。民間の施設がどのような方法で飛沫感染を防止しているか、費用を要しない対策もあるので、民間企業を見学してみてもどうか。
- 部屋の換気が十分に行われていることを知って安心した。私は、調停委員をしているが、当事者が多い事件では机上のパーティションからはみ出した状態で座ってもらうことがあるので、調停室のパーティションをもう少し長いものに替えていただきたい。相続関係の調停などでは、四、五人の当事者が横に並んでそれぞれに発言するため、パーティションが役に立っていないと感ずることがある。机の端から端までをカバーするパーティションを置いてもらいたい。
- 本日頂いた貴重な意見を今後の取組に生かして参りたい。